

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

現在、農業の現場では、従事者の高齢化や担い手不足などから、農地の減少が止められない状況です。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールにもなっています。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えた荒廃農地の発生防止と解消に向け、担い手の確保に向けた取組が重要な課題となっています。

よって、政府は、公民連携を強化しながら、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境整備と支援拡充に向けて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 農用区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、公民連携の下での半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も追加するとともに、地方の農地における日帰り型・滞在型市民農園の整備促進を図ること。
2. 総務省と厚生労働省において実施しているテレワークに関する事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置し、各地域での農地の貸付けを促す情報を提供するなど、公民連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
3. 荒廃農地において、コスモスやヒマワリの植栽等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、またレンゲの植栽等により農地の保全を支援することのできる最適土地利用対策について、民間企業等へ適用範囲を拡大するとともに、予算の拡充を図ること。
4. 人口急減に直面している地域において、地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業推進交付金の公民連携の下での活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月26日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣